

網走市総合計画（2008~2017）中間評価
パブリックコメントの結果について

平成 27 年 3 月

網 走 市

パブリックコメント実施内容

網走市総合計画（2008～2017）中間評価（案）に対する パブリックコメントの実施について

1 網走市総合計画策定から現在までの経過とパブリックコメントの実施について

網走市総合計画（2008～2017）とは、網走市がめざすまちの姿について、将来像を「豊かなオホーツクに活みなぎるまち網走」とし、5つの目標を掲げ、その目標を達成するため、各分野における方向性や取り組むべき内容を示したものです。

また、この計画は、各分野の個別計画や行政改革推進計画、行政評価と連携し、PDCA サイクルによって進行管理を行うこととしており、平成 20 年度事業より毎年度、主な事務事業について事業評価を行ってきました。

この度、計画期間（平成 20 年度～平成 29 年度）の中間年（平成 24 年度）を経たため、総合計画に沿って「取り組み内容」、「評価・成果」、「今後の方向性」を記載した中間評価（案）を取りまとめましたので、市民の皆さまからご意見をいただきたく実施するものです。

いただいたご意見については、今後の市政の参考にさせていただきます。

<総合計画策定から現在までの経過>

平成 19 年 3 月 26 日 ～4 月 17 日	まちづくりアンケート調査（市民 2,000 人対象）の実施 ・ 施策に対する満足度、今後取り組む上での重要度、その他基本的意識等についての調査
平成 19 年 6 月 14 日 ～平成 20 年 2 月 27 日	網走市総合計画協働会議の開催（全 9 回） ・ 各分野別ワークショップ等の開催 （方向・基本的な考え、具体的な提案事項をまとめる）
平成 19 年 10 月 31 日	網走市長より網走市総合計画審議会へ諮問
平成 19 年 10 月 31 日 ～平成 20 年 2 月 5 日	網走市総合計画審議会の開催（全 6 回） ・ 基本構想（検討案）、基本計画（検討案）について審議
平成 20 年 2 月 12 日	網走市長に対し網走市総合計画審議会より答申
平成 20 年 3 月	網走市総合計画（2008～2017）策定 計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度 将来像：豊かなオホーツクに活みなぎるまち網走
平成 25 年 6 月～	中間年（平成 24 年度）を経たため、中間評価取りまとめ開始 ・ 平成 25 年度予算事業をベースに、全事業を総合計画の各項目振り分け（～平成 25 年 8 月） ・ 総合計画評価シートの作成（平成 25 年 9 月～平成 25 年 11 月） ・ 評価シートをもとに中間評価（事務局案）を作成（平成 25 年 12 月～平成 26 年 6 月）
平成 26 年 11 月 4 日 平成 26 年 12 月 9 日	平成 26 年度第 1 回網走市総合計画中間評価委員会（全 2 回） ・ 総合計画中間評価（事務局案）について
平成 27 年 1 月 6 日～	・ パブリックコメントの実施（～2 月 6 日）

2 パブリックコメント実施要領

(1) 実施期間

- ・平成 27 年 1 月 6 日（火）より平成 27 年 2 月 6 日（金）

(2) 意見を提出することができる方（以下のいずれかにあてはまる方）

- ・市内在住の方
- ・市内に事務所や事業所を持つ個人、法人及び団体

(3) 意見の提出方法

別紙意見書様式に住所、氏名等の必要事項を明記の上、企画調整課企画係へ次のいずれかの方法で持参してください。

①直接持参される場合

網走市企画総務部企画調整課企画係あて（市役所本庁舎 3 階）

※土・日・祝日を除く開庁時間（8 時 45 分から 17 時 30 分）にお届けください。

②郵送される場合

〒093-8555 網走市南 6 条東 4 丁目 網走市役所企画総務部企画調整課企画係宛

※平成 27 年 2 月 6 日の消印有効です。

③FAX による送信

(0152)-43-5404 企画調整課企画係宛

④電子メールによる送信

ZUSR-KS-KIKAKU-KIKAKU@city.abashiri.hokkaido.jp

※お電話による口頭でのご意見は受け付けませんので、ご了承ください。

(4) 閲覧・配付場所

- ①市役所本庁舎（1 階案内または 3 階企画調整課企画係）午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分 ※閉庁日（土・日・祝日）を除く。

- ②エコーセンター 2000（1 階案内） 午前 9 時～午後 10 時

※休館日（第 1・3・5 月曜日）を除く。

- ③各コミュニティセンター（潮見・南・北・西・西網走・呼人）及び各住民センター（向陽ヶ丘・駒場） 午前 9 時～午後 10 時

※休館日（各施設ごとに異なります）を除く

- ④網走市ホームページ

3 提出された意見の取り扱い

- ・お寄せいただきましたご意見は、中間評価を取りまとめる際の参考とします。

※ただし、提出者の氏名、住所が明らかでないものは、受け付けません。

・意見に対する個別の回答は行いませんが、提出者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を除き、市の考え方を整理したうえで、後日市ホームページ上にて公表することとします。

- ・記入いただいた個人情報は、本件以外の目的には使用しません。

網走市総合計画中間評価（案）に対する意見書

■氏名(法人等の場合は担当者名) 及び事業所等の名称 ※必須		氏名： 事業所・学校名・法人名：
■連絡先	住所 ※必須	〒
	電話番号 ※必須	
	E-mail	
■在住等の要件区別 (該当要件に○印)		ア 網走市に住所を有する方 イ 網走市内に事務所や事業所を持つ法人、個人、団体
■ご意見の内容		
該当箇所 (ページ数等)	ご意見	

(注) ※必須の項目に記入が無い意見は、受付することができません。

【提出期限】 平成27年2月6日（金） 午後5時30分まで ※郵送は当日消印有効

【提出先・お問い合わせ先】

網走市企画総務部企画調整課企画係

〒093-8555 網走市南6条東4丁目

電話：(0152) 44-6111（内線351・372）

FAX：(0152) 43-5404

E-mail：ZUSR-KS-KIKAKU-KIKAKU@city.abashiri.hokkaido.jp

市民意見及び網走市回答

該当 ページ	P. 3 目標1 第1節 保健・医療 2. 医療 【取り組み内容】
意見	(1)地域医療体制の充実 1 2 3. として、(基本方針にあるように)医療体制の維持(存続)、充実のための取 り組みも、政策的(課題的)に具体的に記載すべき。 (何故ならば) (1) 安心して暮らせるまちづくりのためには、地域医療、医療と介護の連携 も、行政にも今日的に重要課題と認識するならば、政策展開・課題整理する担 当職域の明示、配置が必要。その上で、医療機関関係者、医師会役員等との意 思疎通を図るべき。 (2) 郊外地での市立診療所が廃止されている今日、市内には、地域センター 病院としての網走厚生病院のほか、4病院が偶然にか地域対応的に存在してい るので、これを地域医療の基幹的医療機関、市街地に点在する医院等をそれぞ れの地域医療機関として位置付けた上で、地域医療体制の維持・堅持のための 政策展開を示さないと、医療サービスを受けられない市民や、医療過疎地域が出 現し、市民が安心して暮らせないまちになることが想像される。 地方都市における人口減少は、急速な高齢化を伴い、老人の一人暮らしにな る可能性を高めることも思慮され、地域医療のみならず、地域福祉の観点から も十二分に検討されるべき。 地域医療と地域福祉の連携業務を担う「地域医療対策室」を構築する等とし た政策提言がなされるべき。
回答	少子高齢化が急速に進行し、人口の都市部への集中など地域医療を取り巻く 環境が大きく変化してきており、医療従事者の不足や地域偏在が著しいことか ら、看護師・薬剤師の養成及び確保に取り組む医療機関に対し支援を行うとと もに、医療体制の存続に向けての課題整理、また、その対策について、地域医 療と地域福祉の業務を担う市関係部署と医師会役員等との意見交換の場を設定 するなど、連携に向けた体制づくりを目指します。 また、当市及びオホーツク圏域にとっても重要な課題と認識しておりますの で、次期総合計画の際にも対応等について検討していきたいと考えています。

該当 ページ	P. 3 目標1 第1節保健・医療 2. 医療 「取り組み内容」
意見	(2)救急医療体制の充実 <u>1. については、現況に対する認識不足、情勢分析・行政的判断の錯誤がある</u>と思います。 (何故ならば) (1) 救急医療は、消防法の改正、救急病院の指定制度の変更等により、昭和44年4月から特に、網走市内の一次救急医療体制、二次救急医療体制は、市内の医療機関による当番医制度として発足してきているが、平成25年度末頃には、一次救急医療機関の内科系の当番医師の高齢化、医療従事者の補充困難・流出等の現状によるスタッフ不足もあり、平成26年度を以って撤退する旨の通知をしているにも関わらず、当番医療機関の実態等の調査、確認を怠り、当番医制に組みする一次医療機関代表者(団体)との協議すら未了のまま。 (2) 2008年からの「網走市総合計画」に記載の「取り組み内容」(P31)は、なんだったのか?「(1)地域医療体制の充実」で掲載の「(1)②地域における一次医療機関の確保」も含め、「(2)①在宅当番医制度の充実」についての行動を伴った政策提言もなく、関係医療機関の声に耳を貸さず、一次救急担当役員との交渉要求等にも答えず、その場しのぎの対応だけ。 平成27年度以降の内科系一次救急医療体制も組めない今日において、「安定した運用を図るため、・・・確保してきた」との取り組みのままだ、いかなるものか、ざんきの念に堪えない。 (3) 内科系一次救急医療機関の当番医制度を維持・死守を前提とするか、成り行き任せの対応のままでいるのか、または、休日夜間急病センターの立上げ、当番医制度との組合せ、あるいは、近隣市のごとく休日夜間急病センターへの一元化、または地域センター病院への一元化を想定するのか、医療体制に対する方向性のある政策的取り組みが必要。
回答	医療従事者を疲弊させない取り組みとして、ワクチンで予防できる疾病や重症化を防ぐための予防接種の無料化及び24時間電話相談サービスの導入など、医療従事者の疲弊を防ぐ新しい取り組みを実施してきたところであり、現在の当番体制を継続するにあたり、医師会又は医療従事者との連携を図りながら、問題点及び課題などの情報収集に努め、救急医療体制の確保に向けた取り組みを進めてまいります。 また、本市及びオホーツク圏域にとっても重要な課題と認識しておりますので、次期総合計画の際にも対応等について検討していきたいと考えています。

該当 ページ	P. 4 目標1 第1節 保健・医療 2. 医療 「今後の方向性」
意見	医療従事者の疲弊とありますが、網走市医師会長が地方都市である網走は人件費が安くて良いとの発言がありました。また、市内にある公立の病院（道立）は地域医療に貢献できていますか？
回答	看護師及び薬剤師の確保対策を推進するとともに、24 時間電話相談サービスを実施するなど、医療従事者の確保及び負担軽減につながる取り組みを実施しています。 また、道立病院につきましては、オホーツク圏における精神科医療の基幹病院としての役割を果たしていただくとともに、「もの忘れ外来」を開設するなど、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上において貢献いただいております。 次期総合計画の際にも対応等について検討していきたいと考えています。

該当 ページ	P. 4 目標1 第1節 保健・医療 2. 医療 「今後の方向性」
意見	(1)地域医療体制の充実 <u>2. について、「今後とも・・・要望活動を継続する必要」</u>は、市内全域の医療機関の要望、要求に基づいた、医師不足に対応した要請活動、要望活動のごとくの表現されているが、現況では、特定の医療機関の医師不足に対応した活動としてしか見なせない。医師、医療従事者も含め不補充時代に、具体的に政策的に、課題整理的に方向性を示すべき。 大都市集中型の人口動態がある一方で、中心都市への利便性のみ重視し、地方都市での生活環境の良さ、医療機関の施設・設備等に対する無理解等も含め、地方都市へと志向する新進気鋭のドクターは、少ないのが現状。 <u>3. として、現況の地域医療体制を守り、維持し充実させるための方策、政策的提言が必要。</u> (何故ならば) (1) 2. 記載の後段「<u>医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き支援事業を継続します</u>」とは、現年度まで支援している「公的病院等」のみに対しての支援事業の継続表明であって、市内全域の病院、医院への対応的な支援事業ではないので、支持できない。2つの病院だけでなく、地域内医療機関全体と協議し、連携し、支援していかないと、地域医療は守れない。<u>地域医療を守れないと、救急医療体制も維持し存続できない。</u> (2)市内に開業している医師の病院、医院も、私的経営ではあるが、網走市にとっても公共性のある(人命尊重の公共福祉的な)重要な医療機関であって、地域の保健衛生、健康増進のための医療活動を継続しているだけでなく、地域福祉、介護時代に、安心して暮らせるまちづくりの最先端の仕事に携わっているものであり、特に、担当職には見識を高めて政策的立案を進めて頂きたい。
回答	近年、市内及び周辺地域を含めた生活圏において、医師及び医療従事者が減少しており、地域医療体制の存続に多大な影響を及ぼすものと重く受け止めています。 医師の確保については、行政だけで解決することは非常に難しい事であると認識しており、医師会又は医療従事者からの専門的なアドバイスが必要不可欠であります。 今後も医師会との連携のもと、地域医療の安定的な体制を確保するには、どのような形の支援策が望ましいのか研究してまいります。 また、当市及びオホーツク圏域にとっても重要な課題と認識しておりますので、次期総合計画の際にも対応等について検討していきたいと考えています。

該当 ページ	P. 4 目標1 第1節 保健・医療 2. 医療 「今後の方向性」 P. 6 目標1 第2節 地域福祉 1. 地域福祉 「今後の方向性」 P. 9 目標1 第2節 地域福祉 2. 高齢者福祉 「今後の方向性」
意見	「2. 高齢者福祉 「今後の方向性」(9P)における、(2)高齢者福祉施設の整備、(3)高齢者の生活の支援」について 1、医療現場の実態に基づいた、あるいは地域医療と連携した形での、方向性が展開されていない。 (何故ならば) (1)健康保険法の改正、診療報酬制度の大改正等により、平成10年前後から市内医院での入院患者は皆無となっていること、その後の入院病床での機能分化が行われたことにより、「行き先のない高齢者」が増えている現実がある。 老後を高額な施設、入居不能な低廉な施設、家族も安心して預けられない施設も多く、認知症になる高齢者にとっては特に、きめ細かく、行政的な政策展開が望まれる。 (2)介護保険制度とすり合わせ、地域包括ケア体制、生活支援体制の構築に際しても、住み慣れた地域密着型サービス、個々の実情に合わせた介護サービス体制も、介護従事者確保の観点も含めて検討されてこそ、高齢者や要介護者が安心して暮らせるのです。 ※第1節保健・医療 2. 医療「今後の方向性」、第2節 地域福祉 1. 地域福祉「今後の方向性」、2. 高齢者福祉「今後の方向性」に関わり、消費税の増収分を活用した医療・福祉分野への国家予算が、平成26年度904億円、27年度は1,628億円が予定されており、市町村への普通交付税、特別交付税として配布が今後も見込まれるので精査の上、地域医療・地域福祉の分野での政策立案の糧として、地域包括支援センター、療養型病床のある病院、関係団体との政策的協議を充分に実施して、「今後の方向性」に生かされたい。
回答	(1)急速な少子高齢化に伴い高齢者及び要介護認定者が増加傾向にあり、施設等の入所待機者が少なくない状況にあります。 施設等の整備については、介護保険料及び将来的な高齢者人口や介護認定者の推移並びに待機者の状況やサービスの供給量など、将来を見据えて総合的に判断していくことが必要となります。 現在、平成27年度から平成29年度の3ヶ年を計画期間とした第6期網走市高齢者保健福祉計画・網走市介護保険事業計画の策定を進めていますが、待機者の解消を目的とした対応も検討しています。 (2)網走市におきましては、医療関係者をはじめとする多職種協働により、ケアマネジャー連絡協議会を主体とした網走地域タウンミーティングや市・地域包括支援センターが連携した地域ケア会議が開催されるとともに、網走地域自治体病院等広域化・連携構想検討会議や向陽ヶ丘病院認知症疾患医療連携協議会が設立され、国が目指す「地域包括ケアシステムの構築」、「在宅医療・介護連携の推進」を目指した取り組みが進められています。今後におきましても、地域の支え合いや介護予防、また、介護・医療などの様々な支援を高齢者の状態に合わせ包括的に提供するため、ネットワークづくりを進めたいと考えています。 引き続き次期総合計画におきましても、必要量に応じた施設整備、また、介護保険サービスの基盤整備を検討してまいります。 また、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、超高齢社会に対応した高齢者支援を目指し、地域や様々な職種が協働する地域包括ケアの構築を推進してまいります。

該当 ページ	P. 6 目標1 第2節 地域福祉 1. 地域福祉 「今後の方向性」
意見	ユニバーサルデザイン等とありますが、市営住宅高層階に生活されている方々の中に車イス生活になった場合や、段差の無い歩道～車道～歩道、横断歩道等にふれられないのはなぜですか。
回答	いただいた意見内容については、総合計画『目標2 快適な調和のとれたまち』「第1節 都市基盤」でふれており、歩行者にやさしい歩道整備や通学路を中心にバリアフリー化した整備を行ってきました。 今後も誰もが安全に利用できる歩道整備は、必要と認識しておりますので、次期総合計画の策定の際にも対応していきたいと考えています。 また、同様に『目標2 快適で調和のとれたまち』「第4節 生活環境」で、公営住宅の建設・建替の他、バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入を図ることとしております。 公営住宅建設などの際には、平成21年に北海道が策定した「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備マニュアル」に従って整備することとなっており、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備が必須となっておりますので、次期総合計画策定の際には、住宅整備マニュアルの変化を踏まえ、同様に対応していきたいと考えております。

該当 ページ	P. 32 目標 2 第 1 節 都市基盤 4. 公共交通 「今後の方向性」
意見	女満別空港の機能充実と書かれていますが、他町村の管理に網走市民の血税を出しているのでしょうか。
回答	女満別空港の利用促進を図るため、広域の自治体・観光協会等で組織した女満別空港国際チャーター便誘致協議会により、東アジア・東南アジアの観光客を誘致するプロモーション活動を行っています。 女満別空港は、国際チャーター便を受入れるために必要なC I Q体制（税関、出入国管理、検疫）が常駐されていないため、この体制充実に係る環境整備について、空港の設置管理者である北海道やC I Qの所管である国に対し、オホーツク圏活性化期成会（オホーツク圏の自治体で組織）などにより要望活動を実施しています。 総合計画における女満別空港の「機能充実」とは、このC I Q体制の充実を関係機関へ要望することであり、女満別空港の管理に対し直接的に網走市の税金を投入しているということではございません。 今後も引き続き、各種関係団体と連携しながら、機能充実や利用促進に向けた要望活動などの取組みを行います。 女満別空港の機能充実、利用促進については、本市及びオホーツク圏域にとっても重要な課題と認識しておりますので、次期総合計画の策定の際にも対応等について検討していきたいと考えています。

該当 ページ	—
意 見	事業評価のメルクマールについて 昨年５月に公表した「消滅可能性都市８９６リスト」は、各方面で大きな波紋を呼び、多くの自治体が人口減少問題を議会で取り上げる契機となったようです。 政府は有識者会議を設置し、人口減少克服に向けた「長期の人口ビジョン」と五ヶ年の「総合戦略」策定に乗り出しました。 政府の総合戦略と連動する形で都道府県そして基礎自治体たる市町村も市町村版のビジョンと戦略を策定する必要があると思科されます。 この様に昨年「人口減少」「地方消滅」が論壇で最も注目を集めました。一方、網走市の総合計画は平成２０年に策定したものであるため、各年で進行管理・事業評価をしてきたようですが、以上のような視点を時期的な制約もあり、考慮されていないのではないかと推察されます。 仕方のないことでもあります。 網走市も人口増の過去には、将来人口目標を確か五万人に設定していた時期も有ったやに記憶しています。人口増時期の事業計画は立てやすいが減少の時期の事業計画は難易度が高いと思います。 事業投資・施策は「選択と集中」が必要。 網走市も「消滅可能性都市」に該当していると思われるので、総合計画の進行管理も必要ですが、事業評価はやはり人口が「減」ることを前提に将来を展望して住民の生活の質を出来るだけ維持していくための戦略（地方創生）を立てる必要がある時期に来ていると痛感しています。 またストップ・ザ人口減少のため、若い世代の結婚・出産・子育て支援や網走への新しい人の流れを創る（農大の活用等）等の多岐に渡る効果的有効な施策も必要になるでしょう。 市長初めそれぞれの担当部署でこの様な認識をされているのではないかと思います が・・・老婆心ながら、悪しからず御了承の程。
回 答	昭和 63 年 3 月に策定いたしました「第 3 期網走市総合計画」（計画期間：昭和 63 年 4 月～平成 10 年 3 月）において、平成 10 年の人口を 50,000 人と想定しておりました。しかし、「第 4 期網走市総合計画」（計画期間：平成 10 年 4 月～平成 20 年 3 月）現在の第 5 期網走市総合計画（計画期間：平成 20 年 4 月～平成 29 年 3 月）においては、人口が減少する可能性を想定しています。 「消滅可能性都市」とは、昨年、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が独自推計した、「20～39 歳の女性人口」が 2010 年からの 30 年間で 5 割以上減る自治体としており、当市においては、2010 年から 30 年間の 20～39 歳の女性人口の減少率が 51.2%とされており。 当市においても、人口減少社会を見据え、住民の住みよい環境を持続的に確保するための取り組みが必要という認識でおり、平成 27 年度に網走市の 2060 年までの人口を推計する「網走市人口ビジョン」を策定し、今後 5 カ年の施策の方向を示す「網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する予定です。 「網走市人口ビジョン」及び「網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、産業振興、雇用の場、子育ての環境、交流人口の拡大などの取り組みについて、次期総合計画策定の際にも反映させていきたいと考えています。

該当 ページ	—
意 見	網走市総合計画の各項目における「取り組み内容」、「評価・成果」、「今後の方向性」の記載事項を拝見しました。いずれの項目も、取り組み内容が理解でき、共感できる評価・成果であると思います。残りの計画期間では、計画に掲げた目標に向けて、今後とも積極的な取り組み実施を期待します。
回 答	